

区の計画にご意見をお寄せください

いただいたご意見を基に計画などを最終決定します。

葛飾区災害医療救護計画(案)

大規模災害発生時に区内の医療機能が低下した場合、必要な医療救護活動について区の方針を示すものです。

【閲覧・意見提出期間】 12月15日(火)～1月15日(金)

【閲覧場所】

健康プラザかつしか(青戸4-15-14)、保健センター、区政情報コーナー(区役所3階304番)、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、男女平等推進センター(立石5-27-1ウィメンズパル内) 区ホームページからもご覧になれます。

【意見提出方法】

持参か郵送またはファクスで、ご意見(様式自由)に住所・氏名・電話番号を書いて提出してください。電子申請可。

【意見提出先・担当課】

〒125-0062 青戸4-15-14健康プラザかつしか内地域保健課 ☎3602-1231 FAX3602-1298

葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第3次)改定案

資源循環型地域社会の構築と、さらなるごみ減量・リサイクルの取り組みを計画的に推進するため、平成23年度に策定した「葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第3次)」(平成23～32年度)の中間見直しを行います。

【閲覧・意見提出期間】 12月21日(月)～1月20日(水)

【閲覧場所】

リサイクル清掃課(区役所4階409番)、区政情報コーナー(区役所3階304番)、清掃事務所(区役所敷地内)、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館 区ホームページからもご覧になれます。

【意見提出方法】

持参か郵送またはファクスで、ご意見(様式自由)に住所・氏名・電話番号を書いて提出してください。電子申請可。

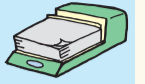
【意見提出先・担当課】

〒124-8555 葛飾区役所リサイクル清掃課 ☎5654-8271 FAX5698-1534



「銭湯の魅力、再発見！」

子ども広報を作いませんか



広報かつしか3月5日号では、小・中学生の皆さんが記者になり、子ども広報(特集ページ)を作ります。区内の銭湯を取材する予定です。

活動日 1月31日(日)・2月7日(日) いずれも半日程度

【場所】

葛飾区役所、郷土と天文の博物館(白鳥3-25-1)他

【対象】

区内在住の小学4年生から中学1年生で、紙面に自分の写真を掲載してもよい方5人程度

【申込方法】 電話で12月25日(金)午後5時まで(申し込み多数の場合は学年・性別を考慮の上抽選)。

【申し込み・担当課】 広報課 ☎5654-8116



臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請期限が近づいています

【申請期限】 平成27年12月28日(月)まで

原則として、申請期限後は受け付けできませんので早めに申請してください。

お問い合わせはこちら ▶ 葛飾区給付金コールセンター

☎0120-627-200(フリーダイヤル)

フリーダイヤルにかからない電話機の場合 ☎3299-3932

【開設期間】 平成28年1月29日(金)まで

【開設時間】 午前8時30分～午後5時

(月～金曜日(水曜日は午後7時30分まで。年末年始を除く))

障害のある方へ サービスの申請はお済みですか

申請に必要な物など、詳しくはお問い合わせください。【担当課】 障害福祉課(区役所2階201番) ☎5654-8301 FAX5698-1531 ☐075000@city.katsushika.lg.jp

自動車運転免許取得費用の一部補助

第1種普通自動車免許の取得のために、自動車教習所などで教習を受けたときの費用の一部を補助します。

【対象】 次の全てに該当する方

- ▷身体障害者手帳1～3級をお持ちの方(ただし内部障害は4級以上、下肢または体幹に係る障害は5級以上で歩行が困難な方)か、愛の手帳1～4度をお持ちの方
- ▷本人の前年(1～6月に申請をする方は前々年)の所得税額が400,000円以下の方
- ▷区内に引き続き3カ月以上在住の方
- ▷他の同種の制度による補助を受けていない方
- ▷自動車教習所を卒業または退所した日から3カ月以内の方

【補助限度額】

対象者本人の前年(1～6月に申請をする方は前々年)の所得税額によって異なります。

- ▷非課税の方 164,800円
- ▷所得税額42,000円以下の方 144,200円
- ▷所得税額42,001～400,000円の方 123,600円

自動車改造費用の一部補助

自らが所有し、運転する自動車の操向・駆動装置(ハンドル、アクセル、ブレーキなど)の一部を改造する場合、費用の一部を補助します。本人(20歳未満の方は扶養義務者)の所得制限があります。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▷身体障害者手帳1・2級(上肢・下肢または体幹に係る障害)をお持ちの方
- ▷区内に引き続き3カ月以上在住の方
- ▷他の同種の制度による補助を受けていない方
- ▷自動車を改造した日から3カ月以内の方

【補助限度額】 133,900円

見守り型緊急通報システムの設置

無線通報押しボタン・火災感知器・ガス漏れ感知器・生活リズムセンサーなどを自宅に取り付けます。異変があると区と契約している警備会社へ通報し、必要に応じて警備員が安否を確認します。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▷18～64歳の方
- ▷身体障害者手帳1・2級か、愛の手帳1～3度をお持ちの方、または東京都難病等医療費助成の認定を受けている方
- ▷一人暮らしか重度障害者のみの世帯、または日中あるいは夜間に重度障害者のみになる世帯

【費用】

利用者本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により費用負担があります。

- ▷非課税の方 無料
- ▷課税の方 1カ月当たり 1,680円

巡回入浴

区が委託した業者がご自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助をします。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▷身体障害者手帳1・2級か、愛の手帳1～3度をお持ちの方
- ▷在宅の方
- ▷家庭での入浴が困難な方

介護保険制度で入浴サービスを受けられる方は利用できません。

【利用回数】 年間40回以内

【費用】

利用者本人と扶養義務者の住民税課税状況により費用負担があります。

▷利用者および扶養義務者が非課税の方 無料

▷それ以外の方 1回当たり最大1,500円

寝具の乾燥消毒

区が委託した業者がご自宅へ伺い、寝具の乾燥消毒を行います。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▷64歳以下の在宅の方
- ▷身体障害者手帳1・2級か、愛の手帳1・2度をお持ちの方
- ▷本人および家族などが、障害などで寝具が干せない状態にある方
- ▷障害者のみの世帯または障害のある方を除く同居家族全員が65歳以上の世帯

【乾燥消毒する寝具】

敷布団・掛け布団・マットレス・毛布の各1枚

【実施回数】

月1回(9月のみ水洗い乾燥消毒)

【費用】 利用者本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により費用負担があります。

▷非課税の方 無料

▷課税の方 乾燥消毒1回当たり90円、水洗い乾燥消毒1回当たり210円

重度脳性まひ者介護事業

重度脳性まひの方に屋外への手引き・同行などを行った家族の方へ手当を支給します。

【対象】

次の全てに該当する方を介護する家族

▷20歳以上の方

▷脳性まひによる身体障害者手帳1級をお持ちの方

▷単独で屋外活動することが困難な方

次のいずれかに該当する方は対象となりません。

▶障害者総合支援法における障害福祉サービス(短期入所を除く)の支給決定を受けている方

▶障害者総合支援法における地域生活支援事業の移動支援または地域活動支援センター事業の利用決定を受けている方

▶介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスを受けている方

【支給額】 1回当たり6,560円(1日1回・月12回を限度とします)



政治家は有権者に寄附を「贈らない」 有権者は政治家に寄附を「求めない」 政治家から有権者への寄附は「受け取らない」 寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。 【担当課】 選挙管理委員会事務局 ☎5654-8493～6

